

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っております。また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでおります。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	168,868,900	5.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	142,166,000	4.21
野村信託銀行株式会社退職給付信託三菱東京UFJ銀行口	125,666,000	3.72
明治安田生命保険相互会社	80,022,741	2.37
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	63,129,700	1.87
東京海上日動火災保険株式会社	50,400,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	49,795,000	1.48
野村信託銀行株式会社退職給付信託三菱UFJ信託銀行口	45,934,000	1.36
三菱重工持株会	35,869,216	1.06
野村信託銀行株式会社投信口	31,542,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成23年4月20日付で住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、中央三井アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。しかしながら、当社としては、平成23年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	40 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	19 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
和田明広	他の会社の出身者				○				○	
坂本吉弘	他の会社の出身者								○	
小島順彦	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
和田明広	○	アイシン精機株式会社 顧問・技監	和田明広氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 和田明広氏及び同氏が顧問・技監を務めるアイシン精機株式会社と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、和田明広氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
坂本吉弘	○	元通商産業審議官	坂本吉弘氏には、行政官や経営者として得た産業政策・企業経営等に関する幅広い見識に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 坂本吉弘氏と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から

			著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、坂本吉弘氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
小島順彦	○	三菱商事株式会社 取締役会長	小島順彦氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しております。 小島順彦氏及び同氏が取締役会長を務める三菱商事株式会社と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、小島順彦氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
野村吉三郎	他の会社の出身者								○	
畔柳信雄	他の会社の出身者				○	○			○	
上原治也	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
野村吉三郎	○	全日本空輸株式会社 特別顧問	野村吉三郎氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。 野村吉三郎氏及び同氏が特別顧問を務める全日本空輸株式会社と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対

			に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、野村吉三郎氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
畔柳信雄	○	株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役会長	畔柳信雄氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。 畔柳信雄氏及び同氏が取締役会長を務める株式会社三菱東京UFJ銀行と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の取引銀行であります。また、複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。したがって、当社としては、畔柳信雄氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
上原治也	○	三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役会長	上原治也氏には、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しております。 上原治也氏及び同氏が取締役会長を務める三菱UFJ信託銀行株式会社と当社との間で、親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。なお、三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の取引銀行であります。また、複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。したがって、当社としては、上原治也氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

■業績連動型報酬制度
当社の役員報酬は、月例報酬、前年度業績に応じて年1回支給する業績連動型報酬、及び、株式報酬型ストックオプションで構成されています。

■ストックオプション制度
当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、社外取締役を除く取締役及び執行役員に対し、以下の要領により新株予約権を付与しました。

【三菱重工株式会社第9回新株予約権】

1. 割当日 平成22年8月17日
2. 割当個数 1,259個
3. 各新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,000株
4. 各新株予約権の発行価額 268,000円
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の額 1,000円
6. 新株予約権を行使することができる期間 平成22年8月18日から平成32年8月17日まで
7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

割当てを受けた者及び新株予約権の数は次のとおりです。

【三菱重工株式会社第9回新株予約権】

□当社取締役15名に対して794個

□当社執行役員20名に対して465個
以上35名 合計1,259個

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬 1,154百万円(うち、社外取締役の報酬 43百万円)
上記の報酬額には、社外取締役を除く取締役15名に対し、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権(総額204百万円相当)を含みます。
なお、一部の取締役について有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会で定めています。
社外取締役を除く取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションにより構成されます。
社外取締役には、社外の立場から客観的な御意見や御指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給しています。報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしています。

- ・基本報酬
取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定しています。
なお、社外取締役の報酬は、相応な固定報酬としています。
- ・業績連動型報酬
連結業績を踏まえ、取締役の役位及び職責に応じた貢献等も勘案して決定しています。
- ・株式報酬型ストックオプション
当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、取締役の役位及び職責に応じた貢献等を勘案し、都度の取締役会決議に基づき付与しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局として専任のスタッフを配置し、取締役会の開催に際しては、資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行っています。
また、監査役の監査業務をサポートするため、監査役室を設けて専任のスタッフを配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行い、監査役が取締役会等重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社であります。
提出日現在、取締役19名中3名を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めております。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っております。
なお、当社経営の健全性・透明性をより向上させるとともに、効率性・機動性を高めることを狙いとして、平成17年6月にコーポレート・ガバナンス体制を見直し、運用しております。その主な内容は、社外役員の増員、取締役数のスリム化及び取締役の任期短縮並びに執行役員制の導入であります。これにより、取締役会の監督機能を図るとともに、経営上の重要事項の決定及び会社経営全般の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化しました。

(2)内部監査の状況

当社は、経営監査部(28名、平成23年4月1日付で内部監査室を改組・拡充。)を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認しております。内部監査については、経営監査部で各年度の内部監査方針を立案し、監査テーマや対象部門の所在地に応じて経営監査部あるいは各事業所の内部監査担当部門が監査を実施しております。また、経営監査部は、コンプライアンスの状況について内部統制部門から定期的に報告を受けております。
財務報告に係る内部統制報告制度についても、金融商品取引法に則り適切な対応を図っており、平成22年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得ました。

(3)監査役監査の状況

当社の監査役会は監査役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外監査役であります。また、常勤監査役のうち1名は、経理・財務部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任しております。各監査役は監査役会で定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役会のほか、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、違法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。
監査役は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携をとっております。また、監査役はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門から定期的に報告を受けております。こうした監査役の監査業務をサポートするため、監査役室を設けて専任スタッフ(6名)を配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援しております。

(4)会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)は上田雅之、石井一郎及び森田祥且の3氏であり、継続監査年数は全員が7年以内であります。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名及び会計士補等21名であります。
会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取組み等について、担当役員と定期的に意見交換を行っております。

(5)社外取締役及び社外監査役

当社は社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役19名のうち3名、監査役5名のうち3名を社外から選任しております。これらの社外取締役及び社外監査役については、当社、当社の関係会社及び当社の主要取引先等における勤務経験や、当社又は当社の関係会社の他の役員等との親族関係等の点で当社からの独立性を損なうような事情はなく、その他、本人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないため、当社からの独立性を有していることと判断しております。
これらの社外取締役及び社外監査役はいずれも経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っております。また、取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べております。特に社外監査役は常勤監査役、内部監査部門及び会計監査人と連携を取って実効的な監査を行うとともに、定期的に取締役と意見交換を行っております。これらにより、当社は経営の健全性・適正性の確保に努めております。
なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、前記2項に述べた取組みにより、経営に対する監督・監査機能の強化を十分に図ることができると判断しているため、継続して監査役会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を総会開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年6月開催の株主総会から議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成11年6月開催の株主総会から招集通知の英訳版の作成・送付を行っております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、証券取引所主催の個人投資家向けセミナー等に参加し、2010年度は10回開催いたしました。 会社概要、事業戦略、株主還元、CSRへの取り組み等を説明いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算説明会を4月、第2四半期決算説明会を10月に開催し、経理担当常務より説明を実施いたしました。また、年度決算説明会時に社長より中期経営計画の説明を実施いたしました。この他に、スモールミーティング、事業説明会、工場見学会等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米、アジアを中心に半期に1回の頻度で海外機関投資家を訪問し、直近の実績、中期経営計画等を説明いたしました。また、国内での海外投資家向けカンファレンスにも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(http://www.mhi.co.jp/finance/index.html) 決算説明資料、中期経営計画説明資料、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、株主総会情報、株主還元、配当金、事業説明会資料、記者会見動画等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 社長室 広報・IR部 担当役員: 代表取締役 副社長執行役員 社長室長 宮永 俊一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社に加え、「CSR行動指針」を策定し、社員に「社会からの期待に応える」という姿勢を意識付けしております。またCSRレポート(社会・環境報告書)においても、お客さま、株主、地域社会、従業員、サプライヤーといった各ステークホルダーとの関わり方の方針を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、環境、コンプライアンス、人権・労働、製品責任など、CSRに関わる各活動を推進、確認するとともに、これら取組み状況を毎年、CSRレポート(社会・環境報告書)にて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はCSRレポート(社会・環境報告書)を株主の皆様や従業員をはじめ、ご要請のあったステークホルダーの方々に配布するとともにホームページでもご紹介し広く公開しております。また「内部者取引管理規則」において、重要な企業情報については、法令に定める方法の他、各取引所が定める規則に従い適時適切に開示することとしております。
その他	当社はステークホルダーミーティングや株主・地域住民の工場見学会を実施する等、ステークホルダーとのコミュニケーション推進に積極的に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
 - (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
 - (2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
 - (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会に報告するものとする。
 - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会で事業計画を策定し、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
 - (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 - (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制、運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
 - (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
 - (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室のスタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、「三菱重工コンプライアンス指針」において、「反社会的勢力には毅然とした対応を行う。」ことを定め、反社会的勢力に対する当社の姿勢を明確に示している。社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応統括部署を本社に設置し、関係部門と連携の上、反社会的勢力からの不当な要求に対し、組織的に対処することとしている。具体的な対応に関しては、対応マニュアルを整備するとともに、研修等を通じ不当な要求行為に対する心構えや、対応にあたっての基本的な考え方の徹底を図っている。また、反社会的勢力に関する情報については、警視庁外郭団体等からの関連情報を入手して不測の事態に備えるとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいる。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 社規則の制定・運用

当社は、会社情報の的確・適正な管理及び迅速・正確かつ遺漏のない公平な公表を確保するため、取締役会決議により社規則を制定し、運用している。
社規則に基づいた会社情報の適時開示に関する社内体制及び手続きは、以下のとおりである。

2. 会社情報の公表

- (1) 会社情報のうち公表すべき事実については、その内容、公表の時期及び方法を関係部門で協議、決定の上、遺漏なく公表されるよう徹底している。
- (2) 公表は原則として社長室広報・IR部（広報・IR担当役員を含む。以下同じ）が行うものとしている。
- (3) 社長室広報・IR部以外の役員又は従業員等が公表を行う場合は、事前に社長室広報・IR部その他関係部門と調整するものとし、必要に応じ社長室広報・IR部が立ち会うものとしている。

3. 有価証券報告書等の公表

会社情報のうち、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等金融商品取引法第25条第1項に定める書類については、特に同法に基づいた正確な公表が必要であるとの認識から、法務部がその内容を精査し、法務部より公表することとしている。

4. 金融商品取引所への登録

各金融商品取引所及び証券業協会の規則に基づくそれぞれへの会社情報の登録については、公表する会社情報について、事前に関係部門より総務部へ届出を行い、総務部がその内容を確認した上で金融商品取引所所定の手続きにより登録を行うものとしている。
また、総務部においては、取締役会・経営会議の事務局として、これらの機関において有価証券上場規定に基づき公表を要する可能性のある事案等について検討が行われているかを常に把握し、公表すべき会社情報が適時に遺漏なく公表されるよう徹底している。

